

労働局長 殿

(〒)

事業主 所在地

名称

代表者氏名 印

(〒)

代理人 所在地

名称

氏名 印

(〒)

(提出代行者・

所在地

事務代理者) 名称

社会保険労務士 氏名 印

労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）に係る職業訓練計画の認定を受けたいので別紙を添付のうえ、次のとおり申請します。

1 事業所の名称					
2 事業所の所在地	(〒)				
	電話番号		— —		
3 雇用保険適用事業所番号	— —				
4 労働保険番号	—				
5 事業内容					
	産業分類	大分類	中分類		
6 職業能力開発推進者名	役 職	電話番号		— —	
	氏 名	F a x		— —	
		E-MAIL		@	
7 国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有	(名称)			無
8 申請に関する担当者	所 属	電話番号		— —	
	氏 名	F a x		— —	
		E-MAIL		@	

※ 処 理 欄									
局長	部長	課長	課長補佐	職業指導官	係長	担当	受 理 年 月 日	平成	年 月 日
							起 案 年 月 日	平成	年 月 日
							認定(不認定)年月日	平成	年 月 日
所長	部長・次長	課長・統括	上席・係長	職業指導官	担当	職業訓練計画認定番号	第 号		
						通知書発送年月日	平成	年 月 日	

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

様式第 1 号（裏面）

【提出上の注意】

- この様式は、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）（以下「助成金」という。）のうち「人材育成支援」の支給を受けようとする場合に、訓練計画開始の日の前日から起算して 1 か月前までに、次の書類を添えて事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。なお、提出時点において雇入れがまだのため当該添付書類の提出が困難な場合には、訓練開始の日の前日までに当該添付書類を提出してください。
- 1 職業訓練計画（様式第 2 号）
 - 2 職業訓練に関する確認書（様式第 3 号）
 - 3 Off-JT の実施内容等を確認するための書類（実施主体の概要、目的、内容、実施期間、場所等のわかる書類（事前に対象者に配布したもの等）やカリキュラム等）
 - 4 Off-JT のうち事業内訓練を実施する場合
Off-JT 担当講師の職業訓練指導員免許証（写し）や経歴書等、専門的な知識・技能を有することが分かる書類
 - 5 OJT を実施する場合
（1）OJT 担当講師の経歴書
（2）OJT 評価シート（様式第 4 号）
 - 6 その他管轄労働局長が必要と認める書類

【記入上の注意】

- 1 各欄ともこの職業訓練計画認定申請書の提出日における現況を記入してください。
- 2 事業主が自ら申請を行う場合は、事業主の記名・押印が必要です。
- 3 申請者が代理人の場合は、事業主が代理人に対し、本助成金の申請手続きについての権限を委任したことを証明する委任状を提出してください。この場合、「代理人」の欄に記名押印又は自署による署名を行うとともに、「事業主」の欄は代理する事業主等の住所及び氏名を記載してください。
また、申請者が社会保険労務士法施行規則第 16 条第 2 項に規定する提出代行者又は同令第 16 条の 3 に規定する事務代理者の場合は、「（提出代行者・事務代理者）社会保険労務士」欄に申請者の記名押印をするとともに、「事業主」の欄は事業主の記名押印又は署名を行ってください。
- 4 1 欄～5 欄は、訓練を実施する事業所における事項をそれぞれ記入してください。
- 5 5 欄は、事業内容とともに日本標準産業分類により大分類は A～T を、中分類は 01～99 までの該当する記号又は数字を記入してください。
大分類は、【A 農業・林業、B 漁業、C 鉱業・採石業・砂利採取業、D 建設業、E 製造業、F 電気・ガス・熱供給・水道業、G 情報通信業、H 運輸業・郵便業、I 卸売業・小売業、J 金融業・保険業、K 不動産業・物品賃貸業、L 学術研究・専門・技術サービス業、M 宿泊業・飲食サービス業、N 生活関連サービス業・娯楽業、O 教育・学習支援業、P 医療・福祉、Q 複合サービス事業、R サービス業（他に分類されないもの）、S 公務（他に分類されるものを除く、T 分類不能の産業】のうちから記入してください。中分類は、別紙を参照して記入してください。
- 6 6 欄は、事業所で選任している職業能力開発推進者（職業能力開発促進法第 1 2 条第 1 項）について記入してください。
- 7 7 欄は、本助成金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているかどうか、もしくは、申請する予定があるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。「有」の場合は受給している（受給する）補助金等の具体的な名称を記入してください。なお、欄に記入しきれない場合は、別紙（様式任意）にまとめてください。
- 8 8 欄は、本申請に関して、労働局との質疑応答が可能な方（代理人等の場合は代理人等）を記入してください。
- 9 「※処理欄」には記入しないでください。

【不支給要件】

- 以下のいずれかに該当する事業主に対しては、本助成金の支給を行いません。
- 1 本助成金の支給に係る事業所において、雇入れの日の前日から起算して 6 か月前の日から 1 年を経過する日までの間（以下「基準期間」という。）に事業所において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をした事業主であること。
 - 2 本助成金の支給に係る事業所において、基準期間に 3 人を超え、かつ雇用保険被保険者の 6 % に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主であること。
 - 3 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請書の提出日から起算して過去 3 年の間に雇用保険二事業に係る助成金等に係る不正受給を行った事業主であること。
 - 4 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主であること。
 - 5 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して 1 年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主であること。
 - 6 本助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 1 項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主であること。
 - 7 暴力団関係事業主等（以下の（1）又は（2）に該当する者をいう。）であること。
（1）暴力団が実質的に経営を支配する事業主等
事業主等又は事業主等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（2）暴力団が実質的に経営を支配する事業主等に準ずる事業主等
a 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主等
b 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主等
c 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主等
d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主等
 - 8 事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、破壊活動防止法（昭和 2 7 年法律第 2 4 0 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属しているとき。
 - 9 支給申請日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 3 5 条第 1 号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条に規定する再生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条に規定する更生手続開始の申立てをいう。以下同じ。）を行った事業主であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）であること。
 - 10 助成金の不正受給が発覚した場合に事業主名等の公表について、同意していない事業主等

【その他】

- 1 管轄労働局長は、本助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提出できない場合には本助成金の支給を行いません。
- 2 本助成金の申請に当たって管轄労働局に提出した書類等については、当該助成金の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保管してください。
- 3 偽りその他不正の手段により本助成金の支給を受けた場合は、支給した本助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年 5 % の利息を付します。
- 4 偽りその他不正の手段によりの支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間において雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。

【日本標準産業分類】

日本標準産業分類（平成２５年１０月改定）（平成２６年４月１日施行）		
大分類　Ａ　農業、林業 中分類　０１　農業 中分類　０２　林業 大分類　Ｂ　漁業 中分類　０３　漁業（水産養殖業を除く） 中分類　０４　水産養殖業 大分類　Ｃ　鉱業、採石業、砂利採取業 中分類　０５　鉱業、採石業、砂利採取業 大分類　Ｄ　建設業 中分類　０６　総合工事業 中分類　０７　職別工事業 中分類　０８　設備工事業 大分類　Ｅ　製造業 中分類　０９　食品製造業 中分類　１０　飲料・たばこ・飼料製造業 中分類　１１　繊維工業 中分類　１２　木材・木製品製造業（家具を除く） 中分類　１３　家具・装備品製造業 中分類　１４　パルプ・紙・紙加工品製造業 中分類　１５　印刷・同関連業 中分類　１６　化学工業 中分類　１７　石油製品・石炭製品製造業 中分類　１８　プラスチック製品製造業（別系を除く） 中分類　１９　ゴム製品製造業 中分類　２０　なめし革・銅製品・毛皮製造業 中分類　２１　窯業・土石製品製造業 中分類　２２　鉄鋼業 中分類　２３　非鉄金属製造業 中分類　２４　金属製品製造業 中分類　２５　はん用機会器具製造業 中分類　２６　生産用機械器具製造業 中分類　２７　業務量機械器具製造業 中分類　２８　電子部品・デバイス・電子回路製造業 中分類　２９　電気機械器具製造業 中分類　３０　情報通信機械器具製造業 中分類　３１　輸送用機械器具製造業 中分類　３２　その他の製造業 大分類　Ｆ　電気・ガス・熱供給・水道業 中分類　３３　電気業 中分類　３４　ガス業 中分類　３５　熱供給業 中分類　３６　水道業	大分類　Ｇ　情報通信業 中分類　３７　通信業 中分類　３８　放送業 中分類　３９　情報サービス業 中分類　４０　インターネット附随サービス業 中分類　４１　映像・音声・文字情報制作業 大分類　Ｈ　運輸業、郵便業 中分類　４２　鉄道業 中分類　４３　道路旅客運送業 中分類　４４　道路貨物運送業 中分類　４５　水運業 中分類　４６　航空運輸業 中分類　４７　倉庫業 中分類　４８　運輸に付帯するサービス業 中分類　４９　郵便業（信書便事業を含む） 大分類　Ｉ　卸売業、小売業 中分類　５０　各種商品卸売業 中分類　５１　繊維・衣服等卸売業 中分類　５２　飲食料品卸売業 中分類　５３　建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 中分類　５４　機械器具卸売業 中分類　５５　その他の卸売業 中分類　５６　各種商品小売業 中分類　５７　織物・衣服・身の回り品小売業 中分類　５８　飲食料品小売業 中分類　５９　機械器具小売業 中分類　６０　その他の小売業 中分類　６１　無店舗小売業 大分類　Ｊ　金融業、保険業 中分類　６２　銀行業 中分類　６３　共同組織金融業 中分類　６４　貸金業、クレジットカード等非預金信用機関 中分類　６５　金融商品取引業、商品先物取引業 中分類　６６　補助的金融業等 中分類　６７　保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） 大分類　Ｋ　不動産業、物品賃貸業 中分類　６８　不動産取引業 中分類　６９　不動産賃貸業・管理業 中分類　７０　物品賃貸業	大分類　Ｌ　学術研究、専門・技術サービス業 中分類　７１　学術・開発研究機関 中分類　７２　専門サービス業（他に分類されないもの） 中分類　７３　広告業 中分類　７４　技術サービス業（他に分類されないもの） 大分類　Ｍ　宿泊業、飲食サービス業 中分類　７５　宿泊業 中分類　７６　飲食店 中分類　７７　持ち帰り・宅配飲食サービス業 大分類　Ｎ　生活関連サービス業、娯楽業 中分類　７８　洗濯・理容・美容・浴場業 中分類　７９　その他の生活関連サービス業 中分類　８０　娯楽業 大分類　Ｏ　教育、学習支援業 中分類　８１　学校教育 中分類　８２　その他の教育、学習支援業 大分類　Ｐ　医療、福祉 中分類　８３　医療業 中分類　８４　保健衛生 中分類　８５　社会保険・社会福祉・介護事業 大分類　Ｑ　複合サービス事業 中分類　８６　郵便局 中分類　８７　協同組合（他に分類されないもの） 大分類　Ｒ　サービス業（他に分類されないもの） 中分類　８８　廃棄物処理業 中分類　８９　自動車整備業 中分類　９０　機械等修理業（別掲を除く） 中分類　９１　職業紹介・労働者派遣業 中分類　９２　その他の事業サービス業 中分類　９３　政治・経済・文化団体 中分類　９４　宗教 中分類　９５　その他のサービス業 中分類　９６　外国公務 大分類　Ｓ　公務（他に分類されるものを除く） 中分類　９７　国家公務 中分類　９８　地方公務 大分類　Ｔ　分類不能の産業 中分類　９９　分類不能の産業